

さいたま市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（水道局を除く。）が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の遵守)

第2条 電子契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づき行うものとする。

2 電子契約に係る事務については、関係法令のほか、さいたま市文書管理規則（平成13年5月1日さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）、さいたま市予算規則（平成13年5月1日さいたま市規則第60号）、さいたま市会計規則（平成13年5月1日さいたま市規則第61号）、さいたま市契約規則（平成13年5月1日さいたま市規則第66号）その他関係規則等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 契約内容を記録した電磁的記録であって、電子署名及び当該電磁的記録が改変されていないことを確認することができるタイムスタンプが付与されることにより、市及び契約の相手方の作成に係るものであることを確実に示すことができるものをいう。
- (3) サービス提供事業者 立会人型電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会人型電子契約サービスをいう。
- (5) 合意締結証明書 サービス提供事業者が作成する電磁的記録で、電子契約が取り交わされた事実を客観的に証明するものをいう。
- (6) 契約事務担当者 契約書、協定書、協議書、請書等（以下「契約書等」という。）の作成に係る事務を担当する職員をいう。

(電子契約の対象範囲)

第4条 関係法令の規定により契約書等を作成する契約については、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約については、この限りでない。

- (1) 法令の規定により書面で行うこととされている契約
- (2) 自動更新条項が定められている契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービス運用管理者の設置及び職務)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、財政局契約管理部契約課長をもって充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に運用し、並びに管理すること。
- (2) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事務を行うこと。

(電子契約サービス取扱責任者の設置及び職務)

第6条 各所属における電子契約サービスの適切な運用のため、各所属に電子契約サービス取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、所属長をもって充

てる。

- 2 取扱責任者は、電子契約サービスにおいて承認の操作を行うことにより、当該契約を承認するものとする。

(電子契約サービス取扱者の設置及び職務)

- 第7条 取扱責任者は、所属の職員のうちから電子契約サービス取扱者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

- 2 取扱者は、取扱責任者が出張、休暇その他の事由により不在のときは、前条第2項に規定する承認を代行することができる。

(電子契約の手続)

- 第8条 電子契約は、契約の相手方から立会人型電子契約メールアドレス確認書（様式第1号又は様式第2号。以下「確認書」という。）の提出を受けることにより、電子契約によることについての承諾を得た上で行うものとする。

- 2 契約事務担当者は、契約内容を記録した電磁的記録を、電子契約サービスに登録するものとする。

- 3 契約事務担当者は、第10条に規定する順序により承認を得るものとする。

(契約締結日)

- 第9条 電子契約書に係る契約締結日は、契約書等にあらかじめ記載した日とする。この場合において、契約事務担当者は、当該日までに市及び契約の相手方双方の電子署名並びにタイムスタンプの付与を完了するよう必要な手続を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めた場合は、市及び契約の相手方双方の電子署名並びにタイムスタンプの付与が完了した日を契約締結日とする。

- 3 前項の場合において、契約期間の始期から契約締結日までに行われた行為は、当該契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(承認の順序)

- 第10条 電子契約書の作成に係る承認は、次に掲げる者の順に行うものとする。

- (1) 契約事務担当者
- (2) 前号に掲げる者と同一の所属に属する職員で、同号に掲げる者以外のもの
- (3) 契約の相手方の担当者（確認書に記載がないときは、この限りでない。）
- (4) 契約の相手方の承認者
- (5) 第6条に規定する取扱責任者（第7条の規定により取扱者が代行する場合にあっては、取扱者）

- 2 前項第2号に掲げる者は、契約事務担当者が登録した内容に誤りがないかどうかを確認するものとする。

(電子契約書及び合意締結証明書の保存等)

- 第11条 電子契約書及び合意締結証明書は、文書管理規則の定めるところにより、適切に保存し、及び管理しなければならない。

(事故報告)

- 第12条 取扱責任者は、電子契約サービスの利用に関し事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 契約の相手方からの確認書の提出その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

（あて先）
さいたま市長

所在地
商号又は名称
代表者職 氏名

立会人型電子契約メールアドレス確認書

次の案件に係る契約について、さいたま市と立会人型電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

ついては、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

件名

※正式名称で記入してください。

1 承認者

役職名	氏名	メールアドレス

2 担当者

役職名	氏名	メールアドレス

※承認者と担当者のメールアドレスが同一となる場合は、承認者のみ記載してください。

< 建設工事請負契約の場合 >

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 3 項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 13 条第 3 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

・電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

・電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）
さいたま市長

共同企業体名称
【代表構成員】所在地
商号又は名称
代表者職 氏名

【構成員1】所在地
商号又は名称
代表者職 氏名

立会人型電子契約メールアドレス確認書（共同企業体用）

次の案件に係る契約について、さいたま市と立会人型電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

については、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

件名

※正式名称で記入してください。

【代表構成員】

1 承認者

役職名	氏名	メールアドレス

2 担当者

役職名	氏名	メールアドレス

※承認者と担当者のメールアドレスが同一となる場合は、承認者のみ記載してください。

【構成員 1】

1 承認者

役職名	氏名	メールアドレス

2 担当者

役職名	氏名	メールアドレス

※承認者と担当者のメールアドレスが同一となる場合は、承認者のみ記載してください。

備考

構成員の記入欄が不足する場合は、適宜表を追加してください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 3 項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 13 条第 3 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

・電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

・電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等